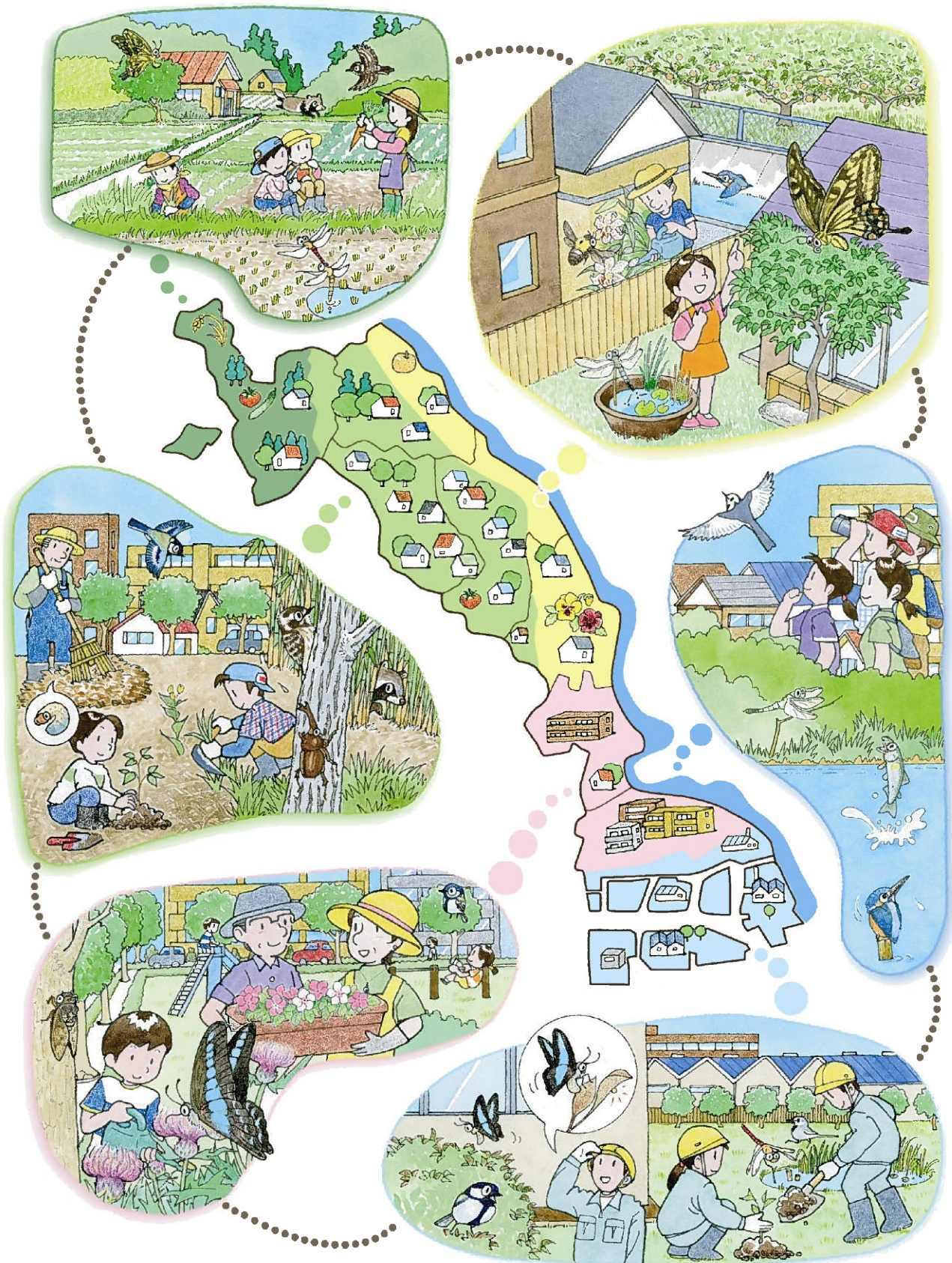


生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～



プランの名称について

生物の多様性は、自然環境や人間を含む生き物同士の複雑なかかわり合いの中で育まれており、“自然の恵み”として、食料、木材等の資源供給をはじめ、大気浄化、防災やレクリエーション、地域文化等の様々な面で現在の私たちの暮らしに恩恵をもたらしています。

川崎市には都市化の進展する中でも、多摩丘陵や母なる多摩川、そして海と多様な生き物が生息・生育する環境があります。こうした身の回りの自然環境と私たちの暮らしとは密接にかかわっていることを踏まえ、市域内外の生物多様性から得られる“自然の恵み”を守り、適切に利活用する持続可能な社会づくりに向けて、人と生き物とのつながりや生き物同士のつながりを深めていくことを発信するため、プランの名称を「人と生き物 つながりプラン」としています。

※生物多様性かわさき戦略は、生物多様性基本法に基づく地域戦略として策定しています。このため、市民の方々にわかりやすく伝える名称と併せて、法定計画としての名称として「生物多様性かわさき戦略」を併記しています。

はじめに



私たちが暮らす川崎市は、日本でも有数の産業と研究機関が集積した都市であるとともに、高尾山麓から三浦半島まで続く丘陵や多摩川をはじめとした河川、そして海といった様々な自然環境を有する都市で、それぞれの自然環境を背景に多様な生き物が育まれています。

生物多様性は私たちの生活に様々な恵みをもたらしてくれますが、暮らしが便利になる一方で生き物の生息・生育環境が減少し、生物多様性が失われていくことが心配され、生物多様性の保全に向けた国際会議が開催される等、世界的に関心が高まるとともに、身近な地域においてもその保全に向けた取組みが求められています。

この「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」は、生物多様性基本法に基づく地域戦略として策定したもので、「つながり」をキーワードに基本理念や3つの基本方針、基本施策等を掲げています。今後、戦略の推進を通じて、本市における生物多様性の保全を総合的に取り組んでまいります。

私は、子どもの頃親しんだ多摩川や生田緑地等での遊びや生き物とのふれあいを通じて、自然の大切さやふるさと川崎への愛着の気持ちが芽生えるきっかけとなりました。私は、川崎が引き続き元気で魅力ある都市であるとともに、様々な自然環境やその恵みも将来に継承していくことで、多くの皆様が、より愛着の持てるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2014（平成26）年3月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 川崎市の生物多様性の戦略策定にあたって..... | 1 |
| 1 地域戦略策定の趣旨..... | 1 |
| 2 生物多様性について..... | 3 |
| 3 国内外の動向..... | 5 |
| 第2章 川崎市の生物多様性を取り巻く現状..... | 6 |
| 1 川崎市の概況..... | 6 |
| 2 生き物の生息・生育環境の地域特性..... | 15 |
| 3 関連する既存の施策・取組等..... | 22 |
| 4 生物多様性の保全の取組課題について..... | 27 |
| 第3章 戦略の基本的事項..... | 35 |
| 1 戦略の基本的な考え方..... | 35 |
| 2 戦略の位置づけ..... | 37 |
| 3 戦略の期間と対象区域..... | 37 |
| 4 基本理念と基本方針..... | 38 |
| 5 戦略で目指す将来ビジョン..... | 41 |
| 第4章 生物多様性の保全に向けた施策..... | 47 |
| 1 施策別取組方針..... | 48 |
| 2 リーディング・プロジェクト..... | 50 |
| 3 基本施策..... | 58 |
| 4 エリア別取組方針..... | 65 |
| 第5章 生物多様性の保全の推進と戦略の進行管理..... | 72 |
| 1 各主体における役割..... | 72 |
| 2 進行管理について..... | 74 |
| 3 生物多様性の指標について..... | 75 |

参考資料

第1章 川崎市の生物多様性の戦略策定にあたって

1 地域戦略策定の趣旨

生物多様性は、私たちに様々な恩恵を与えてくれる“自然の恵み”の源です。持続可能な社会づくりに向け、地球規模のそして地域の生物多様性を保全することが、とても重要な課題となっています。

日本の経済成長に合わせて京浜工業地帯の中核として発展してきた川崎市においては、早くから環境問題と向き合ってきました。環境保全に向けた様々な施策の実施や規制等により大気、水質等の改善、そして減少する緑地を保全するための取組等により一定の成果が得られています。また、市民、事業者の環境問題への意識も高く、環境保全活動も活発に展開されており、今日の川崎市の特徴の一つとなっています。さらに、生物多様性の観点で、川崎市の自然としては、高尾山麓から三浦半島まで連なっている丘陵、母なる多摩川をはじめとした河川、そして海といった様々な自然環境とそれを背景とした多様な生態系が育まれています。

生物多様性に関する課題のうち、川崎市においては市域の地域特性と生態系の多様性に着目し、生物多様性からもたらされる恵みを持続的に享受し、潤いのある豊かな地域を形成していくために、生物多様性の保全に取り組む意義、戦略の持つ役割を踏まえて、地域戦略を策定するものです。

(1) 生物多様性の保全に取り組む意義

川崎市において生物多様性の保全に取り組むことには以下のような意義があります。

○地球環境への配慮の推進

地球温暖化の進行は、生態系のバランスを崩す要因の一つとなっている。また、生き物にとって重要な生息・生育環境である緑は、同時にCO₂の吸収源でもある。環境先進都市として総合的に環境問題に取り組んできた川崎市としては、引き続き地球温暖化対策と生物多様性の保全を含めて総合的に取り組むことに意義がある。

○次世代への継承

市街化が進展している川崎市においても、多摩丘陵や多摩川、海等の自然環境に、人と生き物とがかかわりながら育まれてきた固有の景観が残っている。これらの自然環境等を通じた生き物とのふれあいを通して、市民が生き物とのかかわりを再認識するとともに、環境に配慮した活動や取組の輪を広げることで“ふるさと川崎”の姿を次世代に継承していくことに意義がある。

○広域的な視点

生き物は様々な自然環境や生き物同士のかかわりによって存在し、その生息・生育環境は、緑や水等の様々な環境要素が有機的につながって存在しており、土地利用や行政界を越えた広域的な視野を持つことも重要である。これまでも取り組んでいる多摩川や多摩・三浦丘陵等における広域連携をはじめとする近隣他都市や多様な主体と連携した取組を進めるとともに、生き物の生息・生育環境の連続性の確保に向け、引き続き取り組んでいくことに意義がある。

○持続可能な都市づくり

都市化が進行する中で、人と生き物との調和を図っていくことが大切であり、残された自然環境を保全、活用し、生き物の生息・生育環境の再生を図るとともに、生物多様性に配慮した行動の促進や自然環境と調和した都市活動により、持続可能な都市づくりに向けて取り組んでいくことに意義がある。

○魅力あるまちづくり

市内の農地や緑地等に存する生物資源は、経済、文化、レクリエーション等における地域固有の資源である。市域の生物多様性の価値を正しく認識・利活用することで、市民とともに魅力あるまちづくりに取り組むとともに、市域内外に向けて川崎市の魅力を発信していくことに意義がある。

(2) 戦略の持つ役割

本戦略は、川崎市における生物多様性の保全に取り組むうえで以下のような役割を持っています。

○市の施策を生物多様性の保全という観点で横断的に体系整理し、総合的かつ計画的に施策を推進するための指針とする

○様々な行政施策に生物多様性への配慮意識の浸透を図る

○多様な主体との連携に向けて生物多様性の保全において目指す将来の姿を描いて共有する

【コラム：都市、地方自治体と生物多様性】

生物多様性に関して国際的な議論が進む中、とりわけ世界の人口のおよ半数が居住しているといわれる都市における取組の必要性が注目されるようになりました。2008（平成20）年ドイツのボンで開かれたCOP9では、都市と地方自治体の積極的な参加が呼びかけられ、2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性国際自治体会議には川崎市も参加しています。

会議の成果として「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」が採択され、地方自治体が生物多様性に取り組むことについての意義を示しています。

●都市、地方自治体と生物多様性（「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言（仮訳）」より）

都市と地方自治体は、その区域内外の生態系サービスに大きく依存しています。とりわけ都市には、世界の半数以上の人々が住んでおり、そのエコロジカルフットプリント^注は驚くほど大きなものとなっています。また、そのことが地球生態系の健全さを脅かしています。しかし地方自治体は、変革のための大きな潜在能力を持っています。世界の経済を持続可能なものに移行させるには、ライフスタイルや技術、ガバナンスの革新が必要です。そして、この革新を起こすのは、都市の暮らしなのです。地方自治体は、以下に示すように、現場での具体的な行動に影響を与えることができる立場にいます。

- 1) 都市生態系の恵み：都市や都市周辺における生物多様性の喪失は、生態系の働きを低下させています。それは、ヒートアイランド現象や都市型水害、淡水の不足、マラリアなどの病気の蔓延、自然生態系の自浄能力の低下などの問題を引き起こしています。こうした問題の多くは、気候変動によって悪化しつつあります。生態系を、都市を支える重要な「緑の」インフラとして位置付け、管理していく必要があるのです。
- 2) 都市生態系の潜在能力：都市化が生態系に与える強い負荷にもかかわらず、都市には多くの生物が生息・生育しています。都市の緑地や河川、湿地などの適切なデザインとマネジメントは、現状の生態系を維持管理するだけでなく、生物種や生息域を回復させるために必要不可欠です。私たちは、都市生態系の潜在力を引き出していかなければなりません。それは、生物多様性を支える力であり、人と自然をもう一度結びつける力です。人と自然がつながることで、自然界への感謝の念が生まれ、健全な社会が築かれるのです。
- 3) 都市外の生態系への依存：都市は一般に、水供給をはじめ、多くの資源を都市外の生態系に依存しています。地球資源に対する都市住民の需要は、生物多様性減少の最大の要因の一つです。地球生態系の衰退は、都市の持続可能性にとって大きな脅威であり、地球全体にとっても、大きな脅威です。しかしながら、都市が生産・流通・消費に及ぼす強い影響力を適切に行使するならば、地球生態系の回復に大きく貢献することができるのです。
- 4) 都市と地方自治体の課題解決能力：地方自治体は多くの行政サービスを提供しています。そしてそれは、生物多様性に良くも悪しくも影響を与えます。調達の際の選択、土地利用計画、戦略的投資の決定、水や廃棄物の管理などがその一例です。市民・企業・NGO・行政のパートナーシップを強めるならば、自治体だけでは成し得ない大きな成果を挙げることができるはずです。

注：エコロジカルフットプリント＝「世界の人々も含めた私たちの暮らしが生物多様性に与える影響を測る指標の一つとして、人間の消費活動により生じたさまざまな地球環境への負荷を、その消費をまかなうために必要な土地面積に換算した」もの。（生物多様性国家戦略2012-2020）

2 生物多様性について

(1) 生物多様性とは

私たちは一日として他の生き物の存在や関与なくしては生きられません。46億年といわれる地球史の中で、38億年をかけて育まれた生物の多様性によって人類が支えられているからです。

国際条約である「生物の多様性に関する条約」での定義によると、「生物多様性とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種の多様性及び生態系の多様性を含む」とされています。これは、地域の色々な環境に即した、様々な種類の生き物が、個性をもって存在していることを表しており、「全ての生き物の個性とつながり」と表現されることもあります。

生物多様性は、地球上の生命の長い歴史と進化、つながりと相互作用の中で生み出されてきたものであり、人間を含むすべての生命は他の様々な生命とつながり、支えあって存在していることを表しています。豊かな生物多様性は、自然の恵みとして人間にとって有用な価値を持ち、安全な飲み水や食料の確保等に寄与し、暮らしを支えるものであるだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます（図1-1、図1-2）。



図1-1 自然の恵み（生態系サービス）

（出典）「わかる！国際情勢 vol146 地球に生きる生命の条約生物多様性条約と日本の取組」（外務省）より

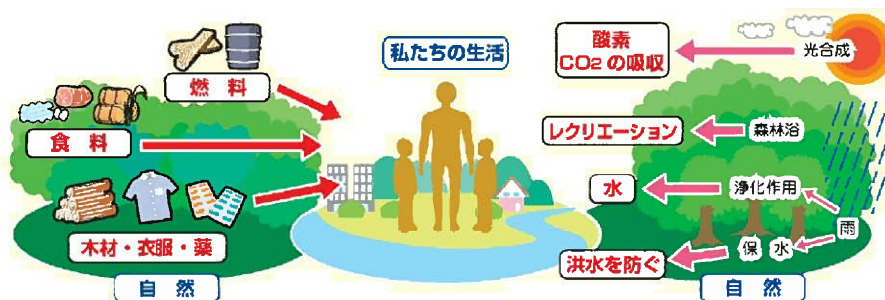


図1-2 自然の恵みイメージ図

（出典）パンフレット「かわさき“生きもの多様性”」（川崎市）より

(2) 生物多様性の危機について

私たちの暮らしに必要な生物多様性が、土地改変や資源の過剰利用、環境汚染等、様々な人間活動によって損なわれているといわれています。

国では、生物多様性に関する危機として、①開発等の人間活動によるもの、②自然に対する働きかけの縮小によるもの、③人間により持ち込まれたものによるもの、④地球環境の変化によるものの4つを挙げています（「生物多様性国家戦略 2012-2020」より（図 1-3））。

そして、このような危機に対して、国内あるいは地球規模で様々な対策が講じられており、一部では効果がみられるものの、これらの危機は依然進行しており、全体としては日本の生物多様性の損失は現在も続いているとしています。

○ 生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

▶ 日本の生物多様性の危機

:: 第1の危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

:: 第2の危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

:: 第3の危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

:: 第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

図 1-3 生物多様性の危機

(出典)「生物多様性 -Biodiversity- わかる 生物多様性とは」(環境省)より

3 国内外の動向

(1) 国際的な動向

1992（平成4）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットで、気候変動枠組条約と併せて生物多様性に関する条約が採択されました。その前文の中では「生物の多様性がある種の間活動によって著しく減少していることを懸念する」と記述される等、生物多様性の劣化が注目され、国際的に認識されました。

また、現在2年に1度の間隔で生物多様性条約締約国会議（CBD/COP）が開催されており、2008（平成20）年にはドイツのボンでCOP9が開催され、都市の参画が重要であることが確認されました。

2010（平成22）年には愛知県名古屋市でCOP10が開催され、国内でも生物多様性の保全への機運が高まったほか、この会議では、SATOYAMA イニシアティブのような日本独特の自然共生の考え方等が評価されるとともに、生物の遺伝子資源に関する「名古屋議定書」と、2010（平成22）年からの国際的目標となる「愛知目標」が採択されました。日本は、この二つの決議の目標年となる2020（平成32）年までの間、積極的に取り組むこととなっています。なお、2012（平成24）年10月にはインドのハイデラバードでCOP11が開催されました（表1-1）。

(2) 日本の取組

表1-1に示すように、生物多様性に関して日本は積極的に取り組んできており、条約採択の翌年の1993（平成5）年には条約を締結し、条約で規定されている生物多様性国家戦略（第1次）を1995（平成7）年に閣議決定しました。

また、2008（平成20）年には、生物多様性基本法が制定され、法定計画として国家戦略が位置づけられた（法定計画としては2010（平成22）年に策定された「生物多様性国家戦略2010」以降）ほか、地方公共団体の責務等が定められ、地域戦略の策定が努力義務として規定されました。現在は第5次となる「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に策定されています。

表1-1 生物多様性にかかわる国内外の動き

| 年 | 国際的な動向 | 日本の取組 |
|------------|--|--------------------------|
| 1992 (H4) | ●地球サミット（ブラジル、リオ・デ・ジャネイロ） ・「生物の多様性条約」を採択〔締約国：193の国と地域（2012（平成24）年2月現在）〕 | |
| 1993 (H5) | | ●生物多様性条約締結 |
| 1995 (H7) | | ●生物多様性国家戦略（第1次） |
| 2008 (H20) | ●生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）（ドイツ、ボン） | ●生物多様性基本法 |
| 2010 (H22) | ●生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（日本、愛知県名古屋市） ・「名古屋議定書」「愛知目標」等の採択 ●生物多様性国際自治体会議開催 | ●生物多様性国家戦略2010 |
| 2012 (H24) | ●生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）（インド、ハイデラバード） | ●生物多様性国家戦略2012-2020（第5次） |